

厚生労働省発保1219第1号
平成30年12月19日

中央社会保険医療協議会
会長 田辺 国昭 殿

厚生労働大臣
根本 匠

諮 問 書

(妊婦加算の取扱いについて)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する健康保険法第82条第1項（船員保険法第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条において準用する健康保険法第82条第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）（案）

改正案	現行
<p>別表第一 医科診療報酬点数表 [目次] 第1章～第3章（略） <u>第4章 経過措置等</u> <u>第1部 経過措置</u> <u>第2部 算定制限</u></p> <p>第1章～第3章（略） <u>第4章 経過措置等</u> <u>第1部 経過措置</u> 1～9（略） <u>第2部 算定制限</u> <u>第1章の規定にかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定める日から算定できるものとする。</u></p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表 [目次] 第1章～第3章（略） <u>第4章 経過措置</u></p> <p>第1章～第3章（略） <u>第4章 経過措置</u> （新設） 1～9（略） （新設）</p>

（適用期日等）

- 1 平成 31 年 1 月 1 日より適用する。
- 2 平成 30 年 12 月 31 日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7、注 10 及び注 11、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5、注 15 及び注 16 並びに区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注 8、注 10 及び注 11 の規定により妊婦に対して初診又は再診を行った保険医療機関における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。